

届出書類の作成要領

◎ 書類作成にあたって

- 法第4条の規定に基づき定められた「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（平成19年2月1日経済産業省告示第16号。以下「指針」という。）は、大規模小売店舗の設置者が周辺的生活環境の保持の観点から如何なる範囲でその責任を果たすことが求められているかを示すものであることから、その趣旨と内容を十分に尊重し、施設の配置及び運用方法について適正な配慮を行い、届出書を作成すること。

◎ 届出書の作成要領

- 様式に従って届出書を作成するが、施設の位置を示した図面は別に作成し添付する。
- 記載事項が多数に及ぶ場合に一覧表を別途作成し、届出書に別紙のとおりとし添付しても可。
- 配置図については、一つの図面で複数の施設の位置を示しても可。その場合は、色分けするなど分かりやすくして、凡例を明示する。
- 図面は、原則として縮尺を統一し、方位を記載すること。

(新設の届出)

I 第5条第1項の届出（様式第1）

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- ・ 設置後の店舗名称（仮称でも可。ただし、決定後、変更した場合は遅滞なく法第6条第1項の変更の届出を提出すること。）を記載する。
- ・ 公告・縦覧したときに当該店舗が明確に分かるように配慮する。例えば正式な名称よりも通称や愛称の方が、一般的に分かりやすいと思われる場合は、通称、愛称でも可。
- ・ 一の建物であっても複数の小売業者がそれぞれの店舗名を使用し、大規模小売店舗として統一的な名称がない場合は、各名称の連名でも可。
- ・ 所在地は、登記簿上の地番を記載する。複数の地番にまたがる場合は、代表的な地番を記載し、「外」でまとめる。

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- ・ 大規模小売店舗の名称は統一名称であるが実際は各小売業者がそれぞれの店舗名称を使用する場合は、各小売店舗名も記載する。
- ・ 原則、新設時に出店する全小売業者を記載する。未決定の業者がある場合は、決定後遅滞なく法第6条第1項の変更の届出を提出すること。ただし、店舗全体の業態が変わる規模の小売業者が未決定の場合は、極力決定した後、提出する。

3 大規模小売店舗の新設をする日

- ・ 「新設をする日」とは、大規模小売店舗を開店し、実際に小売業を行う日。
- ・ 法第5条第4項で8月を経過した後でなければ新設を行ってはならないと定められていることから、届出日から8月を経過した日以後で、出来るだけ実際に新設する日を記載する。ただし、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第55条第1項に規定する第二種大規模小売店舗立地法特例区域（以下「第二種特例区域」という。）内に設置する店舗については、法第5条第4項の期間制限を受けないので、あらかじめ届出ることでも足りる。なお、公告、縦覧、説明会など周辺住民等への周知のための一連の手続きを定めている法律の趣旨を考慮して新設をする日を定めるように努める。

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

- ・ 「一の建物」の店舗面積の合計を記載する。
- ・ 小売部分が複数の棟に分かれている場合は内訳を記載する。

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

（1）駐車場の位置及び収容台数

- ・ 大規模小売店舗の来客者の自動車のために設置又は借り上げ等をして専用に確保した収容台数（以下V. I 5（1）において「収容台数」という。）を記載する。なお、従業員用、荷さばき用車両の駐車場と共用の場合は、その台数は算入せず、添付書類でその内訳等を明記する。
- ・ 公共駐車場や共同駐車場を来客の駐車場として見込んでいる場合は、その台数は算入せず、添付書類で特殊事情等としてその内訳等を説明する。
- ・ 小売以外の集客施設を有する複合施設の場合は、施設全体の収容台数を記載する。小売部分のみや、一部のみを記載するなど調整しないこと。
- ・ 駐車場を分散して確保している場合は、各収容台数の合計を記載し、駐車場ごとの収容台数（単位：台）の内訳を記載する。
- ・ 駐車場の位置を示す配置図を添付する。駐車場を分散して確保している場合は、配置図にも各収容台数を記載する。
- ・ 臨時駐車場については、平常の営業のピークに対応するための臨時駐車場として確保している場合は算入すること。

（2）駐輪場の位置及び収容台数

- ・ 駐輪場の収容台数の合計（単位：台）を記載する。
- ・ 駐輪場の位置を示す配置図を添付する。
- ・ 公共駐輪場や共同駐輪場を来客の駐輪場として見込んでいる場合は、その台数は算入せず、添付書類で特殊事情等としてその内訳等を説明する。

（3）荷さばき施設の位置及び面積

- ・ 「荷さばき施設」は、大規模小売店舗の敷地内において、荷さばき作業を行う場所として設定された施設又は区域（搬出入車両が荷さばき作業中に駐車している場所を含む。）をいい、店舗の屋内にあるか屋外にあるかを問わない。

- ・ 荷さばき待ちの車両が待機するための場所として設定された専用の区域がある場合、当該区域が上記区域と一体的に運用されている場合には、これを含む。
- ・ 荷さばき施設の（2カ所以上あるときはそれぞれの）面積（単位：平方メートル）を記載する。
- ・ 荷さばき施設の位置を示す配置図を添付する。

（４）廃棄物等の保管施設の位置及び容量

- ・ 廃棄物等の保管施設の容量（単位：立方メートル）の合計を記載する。
- ・ 容量の算出にあたっては、生ゴミなどのように容器に保管する場合は、その容器の容量の合計、紙類のように保管スペースに積み上げるような場合は高さを適切な管理が可能な範囲で設定し計算すること。また、保管室のような施設を設ける場合は、適切な管理が可能な範囲の容量を記載すること。
- ・ 廃棄物等の保管施設の位置を示す配置図を添付する。
- ・ 複数の棟で一の建物を構成している場合などで複数の場所に設置されている場合は内訳を記載する。

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

（１）大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

- ・ 大規模小売店舗の小売業者ごとにそれぞれ開店時刻と閉店時刻を記載する。
- ・ 一の建物で統一的な営業時間を設定している場合は、その時間を記載しても可。
- ・ 複数の棟で一の建物を構成している場合で、その棟ごとに営業時間を設定した場合は、その棟ごとに記載しても可。

（２）来客が駐車場を利用することができる時間帯

- ・ 各駐車場が最大限利用可能な時間（午前〇時～午後〇時）を記載する。
- ・ 開店前、閉店後の車両の出入りを考慮し、営業時間の前後に一定の余裕時間を付加して設定することが一般的である。
- ・ 原則として夜間に駐車が可能であっても店舗の閉店後に店舗を利用する客がない場合は、閉店時間と連動して設定する。ただし、この場合、駐車場の管理について地元から苦情等が生じないように考慮すること。

（３）駐車場の自動車の出入口の数及び位置

- ・ 「駐車場の出入口」とは、公道に面し来客の自動車が利用する箇所を指し、実際の駐車場が公道に面していない場合も、自動車が公道から敷地に入出入りするところを出入口とする。
- ・ 出入口の数は届出書に記載し、位置は駐車場の位置を示した図中に記載する。
- ・ 「出口専用」又は「入口専用」などとした場合も1カ所として算入する。

（４）荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

- ・ 荷さばき施設において作業を行うことが可能な時間（物理的に入口が閉まる、管理時間を設定するなどによる。）を記載する。

(変更の届出)

- 記載事項は、原則として新設の届出と同じ。
- 一項目について、複数に変更が生じた場合は、「変更した事項」、「変更する事項」を対照表の形式にする。

(例)

変更前	変更後

- 変更届出の要否は、以前の届出した数値や位置に変更があるかどうかで判断する。影響があるかないかではないので注意する。

Ⅱ 第6条第1項の届出(様式第2)

(注意事項)

小売業者が変更になったことにより施設の配置や運営に関する事項に変更が生じる場合は、法第6条第2項の届出が必要になるので注意すること(例: 開店時刻、閉店時刻を小売業者ごとに届け出ている場合)。その場合、法第6条第4項の実施の期間制限に注意すること。

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- ・ 店舗の名称又は所在地の変更の場合は、変更後の名称を記載する。

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

- ・ 所在地の変更は、地番変更等による形式的な変更を指す。

(2) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- ・ 大規模小売店舗を設置する者の変更は法第11条第3項で承継の届出が必要な場合を除き、変更があったとき必要となる。
- ・ 住所又は代表者の氏名のみの変更の場合も小売業を行う者の氏名又は名称を記載する。
- ・ 退店の場合は(変更前)に退店する者の氏名、名称又は法人名を記載し、(変更後)に「退店」と記載すれば足りる。
- ・ テナント入れ替えの場合は、(変更前)に退店する者の氏名、名称又は法人名を記載し、(変更後)に新規店舗名と「大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名」を記載する。

3 変更の年月日

- ・ 法第6条第1項の届出は変更後遅滞なく提出すると定められていることから実際に変更を行った日を記載する。事前に提出する場合は、その予定日を記載する。

4 変更する理由

- ・ 法第6条第1項は、変更となった事実を記載すれば足りる。
(例) 代表者の変更、店舗名称の変更など

Ⅲ 第6条第2項の届出(様式第3)

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の新設をする日

- ・ 法第5条第1項の届出に係る大規模小売店舗の新設をする日を繰り上げる場合に必要となる。
ただし、法第8条第4項で意見なしの通知を受け、第8条第5項によって繰り上げる場合は除く。

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

- ・ 店舗面積を減少させる場合、直近に行われた届出面積に対して1割以下の面積(ただし、1000平方メートルを上限とする。)を増加させる場合は必要ない。

(3) 駐車場の位置及び収容台数

- ・ 駐車場の位置を示す配置図の変更前と変更後のものを添付する。
- ・ 原則として駐車場の収容台数を増加させる場合は届出の必要はない。
ただし、店舗面積を増加させる場合など他の届出状況によって必要な状況がある場合は届け出る。

(4) 駐輪場の位置及び収容台数

- ・ 駐輪場の位置を示す配置図の変更前と変更後のものを添付する。
- ・ 原則として駐輪場の収容台数を増加させる場合は届出の必要はない。
ただし、店舗面積を増加させる場合など他の届出状況によって必要な状況がある場合は届け出る。

(5) 荷さばき施設の位置及び面積

- ・ 荷さばき施設の位置を示す配置図の変更前と変更後のものを添付する。
- ・ 原則として荷さばき施設の面積を増加させる場合は届出の必要はない。
ただし、店舗面積を増加させる場合など他の届出状況によって必要な状況がある場合は届け出る。

(6) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

- ・ 廃棄物等の保管施設の位置を示す配置図の変更前と変更後のものを添付する。
- ・ 原則として廃棄物等の保管施設の容量を増加させる場合は届出の必要はない。
ただし、店舗面積を増加させる場合など他の届出状況によって必要な状況がある場合は届け出る。

(7) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

- ・ 開店時間の繰下げ、閉店時刻の繰上げは届出の必要はない。
- ・ 大規模小売店舗の小売業者ごとにそれぞれ開店時刻と閉店時刻の届出をしている場合においては、変更する小売業者分のみ記載すれば足りる。

(8) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

- ・ 営業時刻の変更によって変更が必要になる場合があるので注意すること。

(9) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

- ・ 駐車場の出入口の位置を示す配置図の変更前と変更後のものを添付する。

(10) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

- ・ 添付書類の「荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯」と原則として整合するように注意する。

3 変更する年月日

- ・ 法第5条第1項第3号、4号及び5号については、法第6条第4項で8月を経過した後でなければ変更を行ってはならないと定められていることから、届出の日から8月を経過した日以後で、出来るだけ実際に変更する日を記載する。ただし、第二種特例区域内に設置する店舗については、法第6条第4項の期間制限を受けないので、あらかじめ届出ることでも足りる。なお、公告、縦覧、説明会など周辺住民等への周知のための一連の手続きを定めている法律の趣旨を考慮して変更する日を定めるように努める。
- ・ 法第5条第1項第6号は、法第6条第4項の期間制限を受けないので、あらかじめ届出ることでも足りる。なお、公告、縦覧、説明会など周辺住民等への周知のための一連の手続きを定めている法律の趣旨を考慮して変更する日を定めるように努める。

(参考)

公告	届出日から2週間以内
縦覧期間	公告日から4月間
説明会	届出日から2月以内

4 「変更する理由」

- ・ 変更することとした理由を簡単に記載する。

IV 附則第5条第1項（様式第8）

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

- ・ 大店法の3条面積を変更する場合（減少も含む）は記載する。

(3) 駐車場の位置及び収容台数

- ・ 駐車場の位置を示す配置図の変更前と変更後のものを添付する。

(4) 駐輪場の位置及び収容台数

- ・ 駐輪場の位置を示す配置図の変更前と変更後のものを添付する。

(5) 荷さばき施設の位置及び面積

- ・ 荷さばき施設の位置を示す配置図の変更前と変更後のものを添付する。

(6) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

- ・ 廃棄物等の保管施設の位置を示す配置図の変更前と変更後のものを添付する。

(7) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

- ・ 一部の小売業者のみ変更する場合は、変更する小売業者分のみ記載し、他は変更しない事項で記載する。

(8) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

- ・ III 2 (8) に同じ。

(9) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

- ・ III 2 (9) に同じ。

(10) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

- ・ III 2 (10) に同じ。

3 変更する年月日

- ・ III 3 に同じ。

4 上記2の変更に係るもの以外の事項

(1) 「大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名」

- ・ 大規模小売店舗の名称を統一名称とし、実際は各小売業者がそれぞれの店舗名称を使用する場合は、各小売店舗名も記載する。

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

- ・ I 4 に同じ。

(3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 駐車場の位置及び収容台数

- ・ I 5 (1) に同じ。

② 駐輪場の位置及び収容台数

- ・ I 5 (2) に同じ。

③ 荷さばき施設の位置及び面積

- ・ I 5 (3) に同じ。

④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

- ・ I 5 (4) に同じ。

(4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

- ・ I 6 (1) に同じ。

- ・ 閉店時刻については、大店法で認められていた軽微変更（年間60日以内1時間までの繰下げ）を引き続き実施する場合は記載すること。大規模小売店舗立地法ではこのような軽微な変更は認められていないので注意すること。

② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

- ・ I 6 (2) に同じ。

③ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

- ・ I 6 (3) に同じ。

④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

- ・ I 6 (4) に同じ。